



「TADSネット」  
(JC東北地区災害支援ネットワーク)  
災害時における救援相互運営規程

# 公益社団法人日本青年会議所 東北地区協議会 災害時における救援相互運営規程

## 第1条（名称）

本組織は、公益社団法人日本青年会議所東北地区協議会災害支援ネットワーク（以下、J C東北地区災害支援ネットワーク＝通称「T A D S ネット（Tohoku Area Disaster Support Net-Work）」）と称する。

## 第2条（目的）

本規程は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

## 第3条（構成）

T A D S ネットは東北地区協議会および地区協議会内ブロック協議会並びに地区内会員会議所をもって構成する。

## 第4条（役員の選任）

1. 東北地区協議会会長は原則としてT A D S ネット会長に就任する。
2. T A D S ネット会長の任命により、東北地区協議会内ブロック協議会会長及び会務系副会長は原則としてT A D S ネット副会長に就任する。（副会長の人選、エリア分け等地区の内情に応じ変更）
3. T A D S ネット役員の就任については、当該年度の前年度の東北地区協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

## 第5条（役員の任期）

役員の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

## 第6条（事務局）

1. T A D S ネット事務局は、東北地区協議会事務局内に置く。また東北地区協議会事務局長と同事務局員はそれぞれT A D S ネット事務局長と同事務局員を兼任する。T A D S ネット担当委員会が存在する場合には、連携して職務にあたるものとする。

2. 東北地区協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、TADSネット会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

#### 第7条（TADSネットの発動）

1. 東北地区内の地域で災害等が発生したとき、TADSネット会長が必要と認めた場合、副会長と協議のうえTADSネットを発動し、本部を設立する。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
2. 1項と同時に、被災地域の又は隣接する地域の理事長は現地対策本部を、TADSネット担当副会長は情報支援本部をそれぞれ設立する。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
3. TADSネット会長が本部長就任困難な場合は、副会長の中から暫定本部長を相互協議のうえ決定し、TADSネット本部を設立することができる。
4. 東北地区外の地域で災害等が発生したとき、TADSネット会長が必要と認めた場合、TADSネットを発動し、本部を設立する。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
5. 4項と同時に、TADSネット担当副会長は情報支援本部を設立する。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
6. TADSネット会長が1項及び3項を遂行することが困難な場合、TADSネット担当副会長が代行してこれを行う。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
7. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
8. TADSネットが発動され、本部が設立された後、その旨を東北地区協議会役員会議にて報告をしなければならない。

#### 第8条（本部役員を選任）

1. TADSネット会長は原則として本部長に就任する。
2. 本部長はTADSネット副会長より副本部長、ブロック支援情報本部長を任命する。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）
4. 第7条3項でTADSネット会長を代行したTADSネット副会長は暫定の本部長となるが、その任期はTADSネット会長が本部長への就任が可能になるまで、

若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。（順序やエリア分け等各地区の内情に順ずる）

#### 第9条（本部役員の職務）

1. 本部長は、本部を統括し公益社団法人日本青年会議所との連携を取る。
2. 副本部長は、本部長を補佐する。
3. ブロック支援情報本部長は、ブロック支援情報本部を統括し、本部と支援情報本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
4. 本部役員は東北地区災害時における救援相互運営マニュアルに準じて活動を行うものとする。

#### 第10条（解散）

本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、東北地区協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

#### 第11条（改訂）

本規定は、東北地区協議会会員会議所会議の審議承認により、改訂することが出来る。

#### 第12条（継続）

TADSネットは公益社団法人日本青年会議所東北地区協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

（付則） 2007年 12月 9日 施行  
2010年 1月24日 改訂  
2010年 7月24日 改訂  
2012年 11月30日 改訂